

【自己所有の消火器で初期消火した皆様へ】

消火薬剤詰替等補助事業について

一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部では、平成27年4月1日から上川北部消防事務組合消防本部の協力を得て、上川北部消防事務組合消防本部管轄区域内で発生した火災において、住民が善意により初期消火を行った消火器の消火薬剤を無償で詰替等を行う消火薬剤詰替等補助事業を開始しました。

補助の対象となる消火器は、近隣住民などの善意により初期消火を行うために自ら所有する消火器を使用した場合です。

※ 補助基準があります

- ※ 応急消火義務者（火災原因者、火災の建物の居住者など）が所有する消火器や火災が発生した建物に設置の消火器等は補助対象外です。
- ※ この制度は、民間団体の一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部が実施している補助制度で、上川北部消防事務組合消防本部と協定を結んで消火薬剤詰替等の補助事業を実施しています。
- ※ 一般社団法人北海道消防設備協会とは道内の消火器や火災報知機など消防法令で定める防災機器の販売、点検や工事等を業としている者で組織している公益の業界団体です。

消火薬剤詰替等補助制度の概要

☆消火協力者の初期消火における消火薬剤詰替等補助のフロー

①初期消火 → ②事実発生 → ③事実確認・情報提供 → ④協会へ申請 → ⑤補助実施



上川北部消防事務組合消防本部

- ・ 事実確認
- ・ 情報提供
- ・ 支援活動

協定

一般社団法人北海道消防設備協会旭川支部

- ・ 消火薬剤の詰替
- ・ 同等消火器の交換
- ・ 消火器の廃棄処分

※ 補助事業対象者は、申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、最寄りの消防（支）署へ申請して下さい

※ この補助事業に関するお問い合わせは、「上川北部消防事務組合消防本部消防企画課」です。

消防本部消防企画課 Tel01654-3-2627

